

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 1 月 6 日

水 曜 日

第 4002 号

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 1
○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 2
○自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称

公 告

- 基本測量の終了 3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 4

~~~~~  

## 告 示

  
~~~~~

富山県告示第 5 号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第 75 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

平成 28 年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社オウブル
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	かたかご薬局ヘルパーステーション
	所在地	富山県高岡市京町 2-6
	介護保険事業所番号	1670200888
廃止年月日		平成 27 年 12 月 31 日

富山県告示第 6 号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

平成 28 年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社オウブル
サービスの種類		介護予防訪問介護
事業所	名称	かたかご薬局ヘルパーステーション
	所在地	富山県高岡市京町 2 - 6
	介護保険事業所番号	1670200888
廃止年月日		平成 27 年 12 月 31 日

富山県告示第 7 号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称について

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 117 条及び第 118 条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成 28 年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生（男子）	平成 28 年 1 月 17 日（日）	陸上自衛隊 金沢駐屯地	石川県金沢市野田町 1 - 8

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間

平成27年 8 月24日から平成27年12月 2 日まで

3 作業地域

滑川市

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

協同組合入善ショッピングセンター 下新川郡入善町柵山1336番地

2 店舗を設置する者 協同組合入善ショッピングセンター

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

福島三郎 下新川郡入善町櫛山1336番地の4 ほか28

(変更後)

福島三郎 下新川郡入善町櫛山1336番地の4 ほか25

4 変更の日

平成27年5月1日 ほか

5 変更の理由

小売業者の代表者変更並びに社名・社号変更のため

6 届出の日 平成27年12月18日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年1月6日から平成28年5月6日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 高岡市新横町第一種市街地再開発事業「クレビ」高岡市新横町1番地

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代

表者の氏名 株式会社ホテルニューオータニ高岡 代表取締役 藤木 正和

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 4,090㎡
 - 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 166㎡
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成13年7月7日
 - 6 廃止する理由 小売店舗面積の減少による
-

